

業務運営協議会に係る関係法令

○卸売市場法

(中央卸売市場開設運営協議会)

第十三条 第八条第一号若しくは第二号に該当する地方公共団体又は開設者は、中央卸売市場の開設又はその業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、条例で、中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

- 2 協議会の委員は、学識経験のある者のうちから、協議会を設置する前項の地方公共団体又は開設者が委嘱する。この場合において、当該地方公共団体又は開設者は、当該中央卸売市場に係る開設区域の全部又は一部を管轄する他の地方公共団体と協議して、当該他の地方公共団体の代表者又は職員を協議会の委員に委嘱することができる。
- 3 前二項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会を設置する第一項の地方公共団体又は開設者が条例で定める。

○神戸市中央卸売市場業務条例

第6章 神戸市中央卸売市場業務運営協議会

（協議会）

第68条 法第13条第1項に規定する中央卸売市場開設運営協議会である市長の附属機関として、神戸市中央卸売市場業務運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、30人以内の委員をもつて組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○神戸市中央卸売市場業務運営協議会規則

平成12年5月1日

規則第4号

改正 平成17年4月22日規則第12号

神戸市中央卸売市場運営協議会規則（昭和47年3月規則第86号の4）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、神戸市中央卸売市場業務条例（昭和46年12月条例第42号。以下「条例」という。）

第68条第5項の規定に基づき、神戸市中央卸売市場業務運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会に関する事務を処理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 協議会は、会長が召集し、会長が、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 協議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(専門部会)
- 第4条 協議会は、条例第2条に規定する市場ごとに専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
 - 3 部会長及び副部会長は、会長が指名する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 協議会は、その定めるところにより、専門部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。
 - 6 第2条第3項及び前条の規定は、専門部会について準用する。

(意見の聴取に関する協力の要請)

- 第5条 協議会又は前条の専門部会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取に関し協力を要請することができる。
- (庶務)

- 第6条 協議会の庶務は、経済観光局において処理する。

(施行細目の委任)

- 第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年4月22日規則第12号)

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第74号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。